

令和 2 年度  
国の施策及び予算に対する重点要望

令和元年 6 月

千 葉 市



千葉市政の推進につきましては、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、「未来に責任を持つ市政」を基本とし、徹底した行財政改革を進めるとともに、今後の人口減少や少子高齢化の一層の進展を踏まえた対応や地域経済の活性化など、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを行っていくべく、長期的な展望に立った施策に取り組んでおります。

本年度は、平成30年度からの3年間で優先的に取り組むべき事業を厳選した「第3次実施計画」の2年目となることから、市政運営の中長期的な指針である「千葉市新基本計画」に掲げるまちづくりの「仕上げ」に向け、取組みを進めているところです。

また、昨年12月には、「千葉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」の改定を行い、近隣都市などとの連携による「“ちば”共創都市圏」の確立を目指すことの妥当性を再確認したことから、これを確立し、将来にわたり牽引すべく、積極的な展開を図ってまいります。

そうした地域の実情に合わせた様々な取組みを、効果的・効率的に進めていくためには、地方自治体の努力だけでは解決できない問題も数多くあり、本重点要望に掲げる事項はいずれも、本市の都市経営や行政運営上の課題等を踏まえ、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和2年度の国の予算編成及び施策の展開にあたり、本市の提案・要望事項の実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和元年6月

千葉市長 熊谷俊人

# 目 次

## [内閣官房・内閣府・総務省]

- 1 地方分権改革の推進について…………… 1
- 2 まち・ひと・しごと創生の推進について…………… 5

## [内閣府・文部科学省・厚生労働省]

- 3 子育て支援の推進について…………… 9

## [内閣府・厚生労働省]

- 4 子どもの貧困対策の推進について…………… 15

## [総務省・財務省・国土交通省]

- 5 下水道施設に係る国土強靱化のための事業費確保及び  
改築への国費支援の継続について…………… 17

## [財務省]

- 6 定期借地制度を活用した国有地の有効活用について…………… 19

## [文部科学省]

- 7 公立学校施設の整備推進について…………… 21
- 8 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について…………… 23

## [厚生労働省]

- |    |  |    |
|----|--|----|
| 9  | 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について…………… | 25 |
| 10 | 無料低額宿泊所等に対する法的整備について……………                    | 31 |
| 11 | 麻しん（はしか）対策の推進について……………                       | 33 |
| 12 | 国民健康保険制度への支援措置について……………                      | 35 |
| 13 | 児童相談所の体制強化に係る財政措置について……………                   | 39 |

## [国土交通省]

- |    |  |    |
|----|--|----|
| 14 | 航空機騒音の改善について……………                              | 41 |
| 15 | J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について……………           | 43 |
| 16 | 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備促進について……………       | 45 |
| 17 | 「“ちば” 共創都市圏」の形成に資する街路事業の持続的・安定的な財源の確保について…………… | 47 |

## [環境省]

- |    |                            |    |
|----|----------------------------|----|
| 18 | 循環型社会形成推進交付金制度の充実について…………… | 51 |
|----|----------------------------|----|

[内閣官房・内閣府・総務省]

## 1 地方分権改革の推進について

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として市民に直接行政サービスを提供するとともに、それぞれの圏域の中核都市としての役割を果たす、我が国の地方自治制度において最も自立した自治体であります。

また、地方分権改革の推進は、国と地方が総力を挙げて取り組んでいる地方創生において、極めて重要なテーマとして位置付けられております。これまでも地方分権改革に係る一括法等により、「農地転用許可に係る権限移譲」、「地方版ハローワークの創設」、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲」など一定の前進はありますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組みが必要であります。

ついては、**真の地方分権改革の推進のため、次の事項について強く要望いたします。**

- (1) 指定都市に対する的確な権限移譲
- (2) 提案募集方式に基づく改革の推進
- (3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加

### [要望理由]

- (1) 指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有していることから、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、**真に国・道府県が担わなければならない事務・権限以外を指定都市に移譲するとともに、事務・権限に見合った税源移譲を実現する必要がある。**
- (2) 提案募集方式については、これまで5回の募集が行われ、一定の前進があることは評価できる。しかし、提案事項に対する国の対応方針で「実現・対応」とされたものであっても、その中には「検討する」といったものや地方の提案に答えていないものも多く含まれている。地方分権改革を着実に推進するという提案募集方式の制度趣旨を踏まえ、**国は、地方からの提案に対して、最大限実現する方向で取り組む必要がある。**

- (3) 国と地方の協議の場については、地方六団体の代表者が議員となっているものの、指定都市の代表者は構成員となっていない。地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどを進めるためには、基礎自治体であり、各圏域の中核都市である**指定都市の意見を直接反映することが特に重要である。**

【参 考】本市からの提案に対する国の対応（平成30年12月25日、閣議決定）  
【平成30年度提案】

|              | 提案事項   | 閣議決定の内容  |
|--------------|--|--|
| 千葉市提案        | ① 生活保護問答集について、「法63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い」の見直し | 記載無し（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）  |
| 指定都市<br>共同提案 | ① 国有地の無償貸付における要件緩和                               | 記載無し   |
|              | ② 公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和              | 大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に2018年中に通知する。また、大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする（平成30年12月25日付事務連絡により措置済み）。   |
|              | ③ 「次世代育成支援対策施設整備交付金」の手續の簡素化                      | 次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、地方公共団体へ事前に当該要綱を情報提供するとともに、予算成立後速やかに周知を行う。   |
|              | ④ 災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和                     | 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。<br>また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。<br>あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
|              | ⑤ 災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化                 | 救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手續が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。   |
|              | ⑥ 農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化                       | 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書（施行規則7条）の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。   |
|              | ⑦ 容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略                   | 市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成28年5月）に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  |
|              | ⑧ 放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し              | 小規模な放課後児童クラブについても、職員2名を配置するための人件費等の経費を補助。放課後児童クラブの国庫補助基準額は、2017年度より人件費の見直しを行い大幅な引き上げを実施、20名以上のクラブよりも小規模クラブの運営費の増額幅が大きくなっている。小規模児童クラブの運営に必要な経費については、引き続き、予算編成過程において検討する。  |
|              | ⑨ 災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し                        | 平常時より生活必需品の配布対象者や配布物の決定等について、仕様を定め、製造事業者や配送事業者との協定や契約の締結等を行うなどを予め検討・実施しておくことにより、災害発生初動時に迅速かつ適切に対応が図られるものとする。したがって、被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにするには考えられない。   |
|              | ⑩ 災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長                          | 災害援護資金の償還期間は、本貸付金の制度設計に当たって参考にした他制度に比べて長い期間で立法された。また、東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間は特例措置により13年としている。したがって、現在の償還期間10年は、適切である。   |





[内閣官房・内閣府・総務省]

## 2 まち・ひと・しごと創生の推進について

人口減少・地域経済縮小という、我が国が現に直面する課題を乗り越えるためには、地方において経済の好循環を実現し、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていくことが極めて重要であります。

そのためには、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、地方への新たな人の流れを生み出すこと、またその好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが、地方の責務と考えるものであります。

本市においても、国の取組みの方向性と課題認識等をしっかりと共有しながら、昨年12月に本市総合戦略を改訂し、引き続き、「人口減少の克服と地域の活性化」に向けて周辺都市との連携などによる「“ちば”共創都市圏」の確立を戦略の主軸として掲げるとともに、Society5.0の実現に資する、国家戦略特区の推進やシェアリングエコノミーの活用等、本市ならではの特色ある施策を位置付け、「千葉」の未来、国の未来を見据えた地方の「創生」の深化に向け、政策間連携や「産官学金労言」との連携等による戦略的な取組みをさらに積極的に進める覚悟であります。

ついては、本市の地方創生の取組みをより効果的で、実効力を確かなものとするため、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 一都三県を一律に「東京圏」として、国の支援措置の対象外としないなど、それぞれの地域の特性を十分に踏まえた、真に必要な措置を講ずること。
- (2) 国の第2期総合戦略始動後も引き続き地方創生関係交付金及びまち・ひと・しごと創生事業費の安定的な確保を図ること。

## [要望理由]

- (1) 我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、また、平成28年の人口動態調査において、出生数が初めて100万人を切るなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

一方で、平成30年の住民基本台帳人口移動報告において、日本の全人口の3割を有する東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）は23年連続の転入超過を記録するなど、東京一極集中の傾向が続いている。

こうした中で、千葉県内に目を転じると、千葉市以東・以南の地域では全国の減少率を上回る勢いで人口減少が進むとともに、人口が増加傾向にある本市においても子育て世代を中心に東京23区への転出超過が続くなど、東京圏の中にあっても、他の地方と同様に東京一極集中の影響を大きく受けている状況にある。

そのような実態に照らしてみると、「中枢中核都市」、「地方拠点強化税制」、「地方創生インターンシップ」では、一都三県を「東京圏」として、その圏域内を支援措置の対象外とする措置が講じられるなど、地方創生に資する国の取組みが都市や地域の実情に即していないと思料される部分がある。

2040自治体構想研究会、あるいは第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議での議論においても、東京圏は画一的に扱われており、このまま圏域内の多様性に光が当たらずにそのまま検討が進み、施策立案がなされた場合、東京圏内の縁辺部における意欲ある取組みが十分に支援されず、結果として「東京」への依存度がさらに高まることを懸念する。

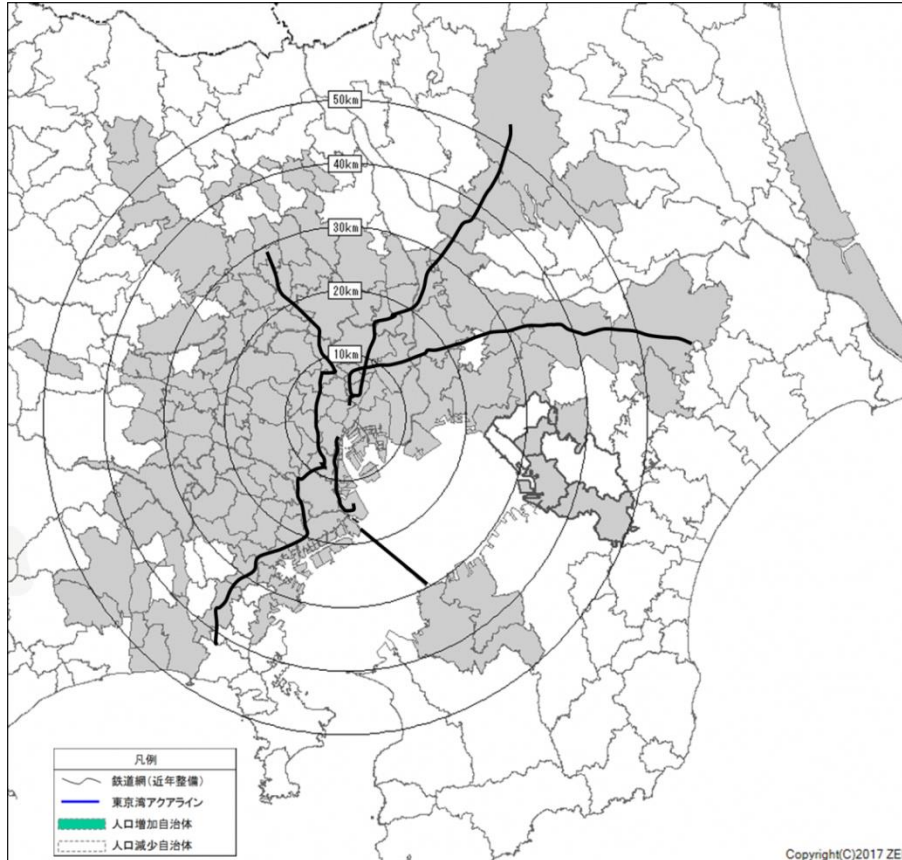
本市は、市内在勤者の多さに加え、本市以東・以南などからの通勤通学人口の流入により、東京圏の他指定都市と比較して昼夜間人口比率が高いなど、東京圏の中でも際立った拠点性を有していることから、地方創生の深化に向け、本市がその拠点性を活かした圏域の牽引役として、周辺都市との広域連携を推進するにあたっては、上記のような地域の実情を十分踏まえた制度設計が必要である。

- (2) 国の効果検証によると、地方創生関係交付金事業の経済波及効果は事業費の1.5倍を超えており、地方創生の推進における交付金の効果が確認されたところである。

本市もこれまで、地方創生加速化交付金から数えて6件、現在も地方創生推進交付金3件の採択をいただき事業を推進しているところであり、今後も積極的に活用し、周辺都市を含む「“ちば”共創都市圏」の確立をはじめとする、本市地方創生の取組みを進めていく予定であることから、令和2年度以降も、地方創生関係交付金及びまち・ひと・しごと創生推進事業費の事業費総額の安定的な確保が必要である。

[参 考]

1 首都圏における平成26年から28年までの間の人口増加地域



【出典】住民基本台帳人口要覧（総務省）

- 人口の都心回帰とともに、新たな鉄道沿線開発等があった地域では増加を維持。一方、千葉市の以東、以南では既に人口減少が始まっている。結果として、人口の「西高東低」の現象がみられる。
- そうした中、千葉市は人口増加地域の「波打ち際」にある。

2 地方創生関係交付金の活用

本市の地域特性等を踏まえるとともに、これまでに培ってきた能力やノウハウを活用し、「地方創生」に資する、独自性の高い事業等を実施している。

【地方創生加速化交付金】

- ・東京湾海辺振興事業～東京湾ツーリズム旅客船運航実証実験事業を軸として～（千葉県・船橋市との広域連携事業）
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた多様性対応等「レガシー」整備事業～東京2020大会を契機にした共生社会の実現～
- ・千葉地域産品販路拡大調査実証事業～千葉商圏での地産地消流通モデルの構築とブランド化推進～

【地方創生推進交付金】

- ・“ちば”共創都市圏内における連携によるグリーンツーリズムの推進
- ・シェアを活用した市民力によるまちづくり事業～共生社会の実現に向けて～
- ・近未来技術等社会実装によるユニバーサル未来都市の実現



### 3 子育て支援の推進について

本市では、平成27年3月に「千葉市こどもプラン」を策定し、子ども・子育て支援新制度をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援を総合的に推進するとともに、「子育て安心プラン」に則り、待機児童解消に向け、緊急的な受け皿整備や人材確保に取り組んでおります。

新制度施行前まで国・都道府県が中心に行ってきた私立幼稚園に対する整備・運営費について、必要な財源を市町村等に移譲するとともに、待機児童対策としての施設整備や保育士の確保に向けた取組み、本年10月に実施が予定されている幼児教育・保育無償化をはじめとする就学前児童に係る保護者の負担軽減、子ども医療費助成などに係る様々な課題について、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

ついては、子育て支援の推進にあたり、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国・都道府県からの財源移譲
- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設
- (3) 保育士の確保について
  - ア 保育士の処遇改善の充実
  - イ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実
- (4) 幼児教育・保育無償化実施への適切な対応
  - ア 制度実施に伴い生じる課題について自治体の意見を十分に踏まえた対応
  - イ 待機児童の解消、保育人材確保、幼児教育・保育の質の向上への更なる取組み
  - ウ 3歳未満児に係る多子世帯への支援（保育所等保育料の軽減）

## (5) 子ども医療費助成に係る国の支援制度の創設等

### ア 財政措置を含む全国一律の制度の創設

### イ 医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等減額調整措置の廃止

#### [要望理由]

- (1) 私立幼稚園の施設整備に対する補助については、これまで国・都道府県を中心に行ってきたところであるが、今後、私立幼稚園が認定こども園に移行する場合や、移行済みの認定こども園が老朽化により改築を行う場合の施設整備に対する補助は、幼稚園機能部分も含め、市町村を中心に行うこととなる。  
また、子ども・子育て支援法に基づき市町村が支給する1号認定子どもに係る施設型給付費は、これまで国・都道府県が行ってきた私学助成制度に代わるものであることから、市町村に過剰な負担が生じないように、国・都道府県から市町村等に、適切に財源を移譲する必要がある。
- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る国庫補助である認定こども園施設整備交付金については、主に施設の新設、増築、大規模修繕などを想定した補助であり、保育室の内部改修や調理室の改修などの小規模な改修により、初期費用を抑えて移行するケースには活用することができない。本市においては、こうした小規模な改修による移行が大半を占める状況に鑑み、市単独補助を創設したところであるが、多様な移行形態に柔軟に対応し、移行を希望する幼稚園を支援するため、小規模改修等に対する国庫補助を創設する必要がある。
- (3) ア 本市では、平成26年4月、平成27年4月と2年連続待機児童ゼロを達成したが、その後3年間は待機児童が発生し、平成31年4月の待機児童は4人となった。保育所等への申込み数は年々増えているが、それに見合った保育士確保が困難となってきた。現在本市をはじめ多くの都市で単独の給与上乘せなどが実施されているが、本質的な解決につながっていない。  
保育所の職員が長く勤められ、経験を積むことで、より良い保育の質が確保されることから、その環境を整える給料、勤務体系を実現できる公定価格とする必要がある。
- イ 本市では、多様な保育需要に応えるため、一時預かり事業及び休日保育事業を実施しているが、施設職員の負担が大きく、新規事業参入を阻害する要因となっているほか、国の定める公定価格や補助金だけでは、人件費負担などを賄うことができず事業を休止せざるを得ない事例など様々な課題が出てきていることから、安定的・持続的な事業運営を可能とする制度設計が必要である。

- (4) ア 令和元年10月より、全ての3歳以上児、及び住民税非課税世帯の3歳未満児について、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料等の無償化の実施が予定されているが、制度準備や制度実施に伴い生じる様々な課題への対応については、幼児教育の無償化に関する協議の場等において自治体の意見を十分に聴取し、その意見を反映するとともに、自治体の財政運営に支障を来すことのないよう、必要となる財源措置を講じる必要がある。
- イ 無償化の実施と並行して、喫緊の課題である待機児童の解消・保育人材の確保、幼児教育・保育の質の向上のため、よりいっそう踏み込んだ対策を講じる必要がある。
- ウ 多子世帯の経済的負担軽減は少子化の進行に歯止めをかける上で極めて重要であることから、3歳以上児の無償化と併せ、3歳未満児の多子計算に係る年齢制限についても、所得にかかわらず撤廃すべきである。
- (5) 子ども医療費助成は、地方が独自の条例により実施している。この制度は、子育て支援の重要な役割を担っており、子どもたちを安心して産み育てられる環境づくりにおいて、地方の財政力に応じてサービス水準に格差が生じることは望ましくない。

本制度は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、財源措置を含む全国統一の制度を創設すべきである。

また、子ども医療費助成の現物給付は、受診機会を確保するための施策であることから、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置をすべて廃止する必要がある。

|         |              |                     |                  |
|---------|--------------|---------------------|------------------|
| [千葉市担当] | 子ども・子育て支援新制度 | ：こども未来局こども未来部幼保支援課  | TEL 043-245-5100 |
|         |              | こども未来局こども未来部幼保運営課   | TEL 043-245-5726 |
|         | 子ども医療費       | ：こども未来局こども未来部こども企画課 | TEL 043-245-5178 |
|         | 国民健康保険       | ：保健福祉局健康部健康保険課      | TEL 043-245-5143 |



[参 考]

1 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業の設置状況、待機児童の状況  
(各年4月1日の状況)

| 区 分            | 平成27年   | 平成28年   | 平成29年   | 平成30年   | 平成31年   |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 施設数            | 167     | 186     | 231     | 275     | 310     |
| 定員             | 13,365人 | 14,099人 | 15,135人 | 16,556人 | 17,802人 |
| 入所待ち児童数        | 342人    | 632人    | 599人    | 417人    | 429人    |
| 待機児童数<br>(国定義) | 0人      | 11人     | 48人     | 8人      | 4人      |

※平成29年度以降の待機児童数は新定義。

新定義：育児休業中で保護者の復職の意思を確認できる場合を待機児童に含める。

旧定義：育児休業中は待機児童に含めないことができる。

【施設、定員の内訳】

(平成31年4月1日現在)

| 種 別             | 施設数 | 定 員     |
|-----------------|-----|---------|
| 認定こども園          | 35  | 1,711人  |
| 保育所             | 191 | 14,886人 |
| 小規模保育事業         | 65  | 1,070人  |
| 事業所内保育事業（地域枠のみ） | 11  | 103人    |

2 その他の子育て支援事業の状況

(平成31年4月1日現在)

| 種 別                   | 施設数 | 定 員        |
|-----------------------|-----|------------|
| 放 課 後 児 童 ク ラ ブ       | 165 | 10,783人    |
| 一 時 預 か り             | 57  | 各施設設定人数による |
| 病 児 ・ 病 後 児 保 育       | 9   | 56人        |
| 地 域 子 育 て 支 援 拠 点 施 設 | 20  | —          |

3 子ども医療費助成

| 項 目     | 平成30年度実績見込 | 令和元年度当初見込  |
|---------|------------|------------|
| 助 成 件 数 | 1,682,786件 | 1,698,068件 |

※平成22年10月診療分から入院費の対象を中学校修了まで、平成26年8月診療分から通院費の対象を中学校3年生まで拡大。

※国民健康保険国庫負担金の減額は、平成29年度実績で5,300万円。

※国では平成20年4月に健康保険2割負担の対象を3歳未満から小学校就学前まで拡大。

## 4 事業費

(単位：百万円)

| 区 分     | 平成30年度実績見込 |       | 令和元年度当初 |       | (b)<br>/<br>(a) |
|---------|------------|-------|---------|-------|-----------------|
|         | 事業費        | 国費(a) | 事業費     | 国費(b) |                 |
| 保育所等の整備 | 794        | 614   | 1,065   | 855   | 1.39            |



## 4 子どもの貧困対策の推進について

国においては、現在、子どもの約7人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が相対的貧困の状況にあり、子どもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、平成29年3月に「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にある子どもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。

自治体による地域の実情に応じた子どもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところではありますが、施策の実効性を高めるためには中長期にわたる継続的な取り組みが必要なことから、次の事項について、強く要望いたします。

### (1) 子どもの貧困対策に係る支援制度の充実

子どもの貧困対策として、一人ひとりの家庭環境の改善を直接働きかけるとともに、支援先につなげて行くケースワーカーの配置等、市町村等の創意工夫による子どもの貧困対策事業に対する継続的な支援制度の充実

#### [要望理由]

- (1) 子どもの貧困については、単に経済的な課題だけでなく、家庭環境の乱れによって、子どもの生活習慣や学習習慣が形成されないなどの課題があり、子どもや家庭に対する直接的な働きかけや、様々な支援制度がある中で子どもを適切な支援制度につなげていくなど、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が必要である。

本市では、支援を必要とする子どもや家庭に対する施策として、平成29年度から「子どもナビゲーター」を配置し、効果検証を踏まえ、今後順次拡充する予定である。このような市町村等の創意工夫による事業に対して、「地域子供の未来応援交付金」が設けられているが、取り組みの立ち上げ期の支援が目的となっているため、補助基準額が十分でなく、事業継続期間が最大3年となっているなどの制約がある。本市においては、令和元年度から補助基準額が減額さ

れたことにより、事業費が既に補助基準額を上回っているほか、事業継続期間の制約により、次年度から当該交付金の対象外となることから、事業継続のために財源の確保が課題となっている。

事業を安定的に実施するとともに実効性を高めるために拡充を図るには、十分な財源と継続的な取組みが必要であることから、事業継続期間の延長や補助基準額の増額など、支援制度の充実が必要である。

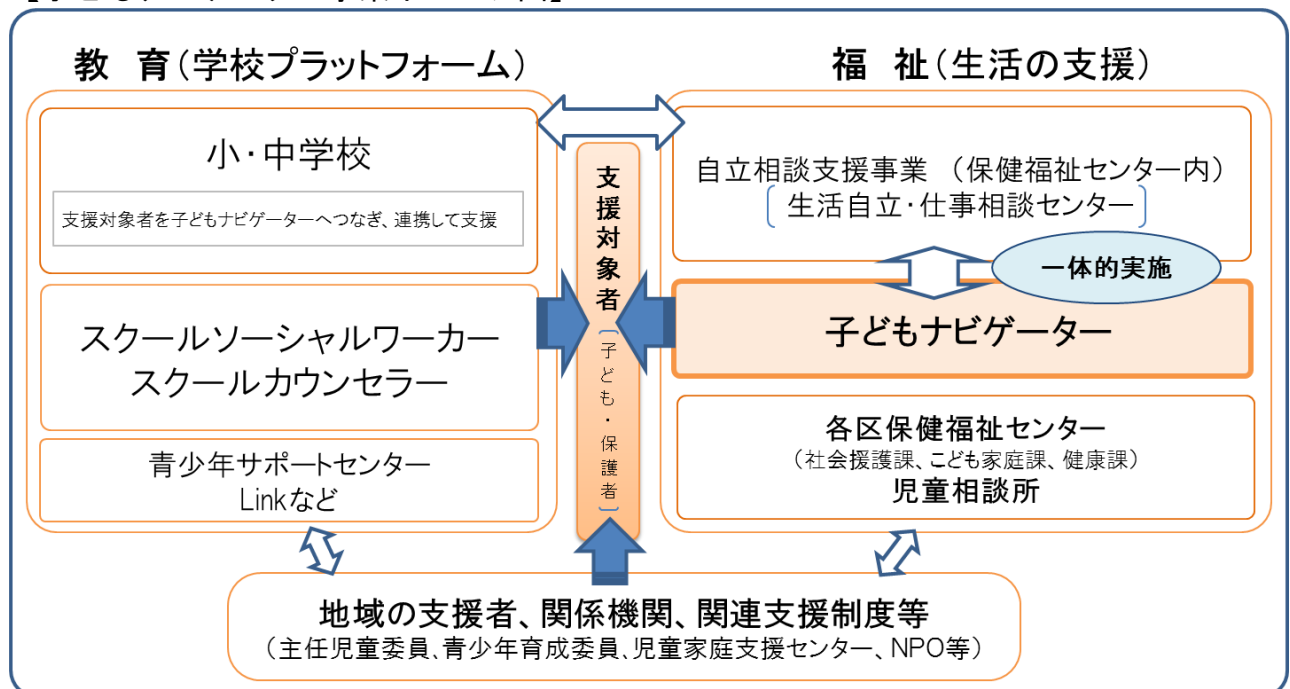
[参 考]

### 1 事業費

(単位：千円)

| 区 分                                      | 平成30年度実績見込 |       | 令和元年度当初 |       | (b)<br>/<br>(a) |
|--|------------|-------|---------|-------|-----------------|
|  | 事業費        | 国費(a) | 事業費     | 国費(b) |                 |
| 子どもの貧困対策総合<br>コーディネート事業<br>(子どもナビゲーター事業) | 6,822      | 3,407 | 13,864  | 5,000 | 1.47            |

【子どもナビゲーター事業イメージ図】



※ 平成30年1月から稲毛区に子どもナビゲーターを1人配置。令和元年度から中央区に、令和2年度から若葉区に新たに各1人配置予定。

## 5 下水道施設に係る国土強靱化のための事業費確保及び改築への国費支援の継続について

下水道施設に係る国費支援について、市民の安全で安心な暮らしを確保し、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果すため、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

### (1) 社会資本整備総合交付金（防災・安全）

- ・ 浸水対策や地震対策などの国土強靱化に係る予算確保
- ・ 今後増大する改築事業への確実な支援継続

#### [要望理由]

本市においては、多発する浸水被害への対応を強化するため、平成29年度に「千葉市雨水対策重点地区整備基本方針」を策定し、平成30年度から本格的にハード整備に着手したところである。

また、地震対策においては、「千葉市下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な幹線等739kmの耐震化を進めているが、平成30年度末時点で未だ約54%の整備にとどまっている。

このような中、国は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、重要インフラの緊急対策を平成30年度から令和2年度までに集中的に実施することとしている。

3か年の緊急対策期間は浸水対策や地震対策に一定の財政措置が見込まれ加速するものの、これらの対策は時間を要するため、長期的な支援が必要である。

また、汚水に係る下水道施設の改築費用については、平成29年度から現在もなお財政制度等審議会において、受益者負担の観点から、原則、使用料で賄うべきとの議論が継続されているが、改築に係る国費の支援がなくなった場合、整備の遅れが生じ、下水処理の機能停止による水質悪化やトイレの使用停止、道路陥没の発生など、住民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されるため、確実な支援の継続が必要である。

[参 考]

## 1 事業費および事業量

| 施策名   | 直近3年間(H30~R2) |       |             | 今後10年間(R3~R12)<br>概算総事業費 |         |
|-------|---------------|-------|-------------|--------------------------|---------|
|       | 概算総事業費        | うち国費  | うち緊急対策分(国費) |                          |         |
|       |               |       |             |                          |         |
| 国土強靭化 | 浸水対策          | 59億円  | 7億円         | 2億円                      | 305億円   |
|       | 地震対策          | 68億円  | 28億円        | 26億円                     | 368億円   |
| 改築    | 老朽化対策         | 103億円 | 14億円        | —                        | 627億円   |
|       | 合計            | 230億円 | 49億円        | 28億円                     | 1,300億円 |

## 2 各施策における状況等

### 2-① 浸水対策



#### 千葉市雨水対策重点地区整備基本方針（H29策定）

《計画期間》 20年間（平成30年度～令和19年度）

《概算事業費》重点地区：約420億円 一般地区：約110億円

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 重点地区 | 浸水リスク・都市機能集積度が高い地区【65.1mm/hr対応】 |
| 一般地区 | 重点地区以外の地区【53.4mm/hr対応】          |

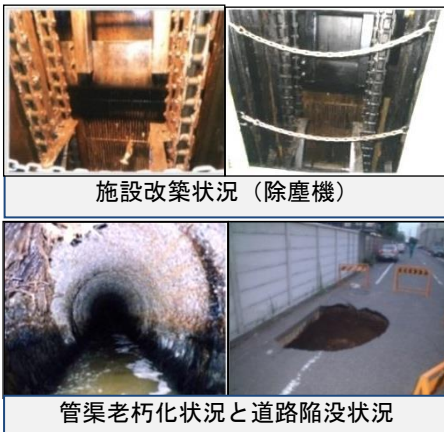
### 2-② 地震対策



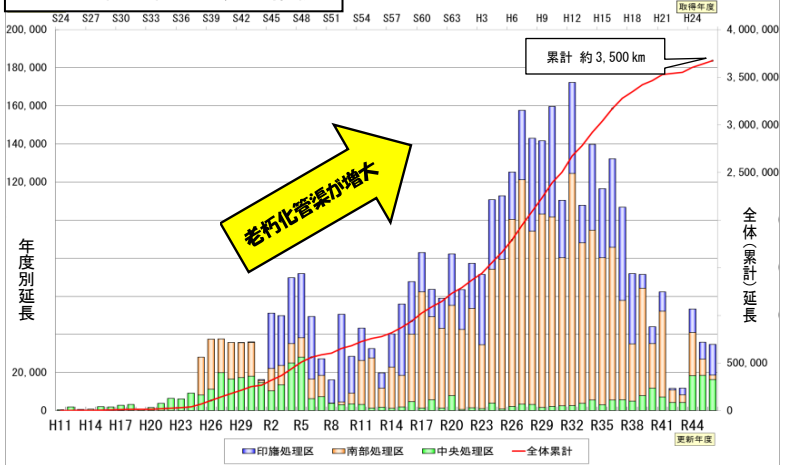
#### 整備延長および耐震化率の推移

|             | 平成29年度末時点    | 平成30年度末見込み   | 令和元年度末見込み    |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 対象管渠延長      | 739km        | 739km        | 739km        |
| 耐震化延長       | 364km        | 398km        | 420km        |
| <b>耐震化率</b> | <b>49.3%</b> | <b>53.9%</b> | <b>56.8%</b> |

### 2-③ 老朽化対策



#### 50年経過管総延長の推移



[財務省]

## 6 定期借地制度を活用した国有地の有効活用について

国において、未利用国有地の管理処分にあたっては、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとされており、特に社会福祉分野については、優先的売却に加え定期借地制度を活用した事業者への貸付を導入し、新成長戦略やニッポン一億総活躍プランに位置付けられた保育及び介護の受け皿確保に一定の成果をもたらしています。

その中でも、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の一つとして、整備にあたって比較的規模の大きな土地を要する介護施設については、高額な取得費用または貸付料などが原因となり用地確保が極めて困難な状況にある都市部を対象とした貸付料減額の優遇措置がなされています。

しかし、喫緊の課題である待機児童解消に向けた保育所又は幼保連携型認定こども園の整備や障害者の地域生活の支援に必要な障害福祉サービス事業所等の整備については、優遇措置の対象とされていないことから、事業者の参入促進と負担軽減のため、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 国有地の定期借地権による貸付に関し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、保育所及び幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業所並びに障害福祉サービス事業所等の施設整備においても、介護施設と同様に貸付料減額の優遇措置を適用すること。
- (2) 国有地の更なる活用推進のため、令和2年度末までの時限措置である現行の貸付料減額の措置を延長すること。



[要望理由]

(1) 保育所及び幼保連携型認定こども園については、既存施設の活用や新たな保育所等の整備のほか、補助制度の拡充を行うなど積極的に整備を進めているものの、市内の待機児童は解消されていない。また、障害福祉サービス事業所等の施設整備について、第5期千葉市障害福祉計画において整備目標を設定しているが、今後も利用者は増加する見込みとなっており、さらなる受け皿の整備が求められている。

しかし、特に都市部では高額な取得費用または貸付料などが原因となり用地確保が極めて困難な状況にあり、負担軽減に資する支援の充実が必要である。

(2) 介護施設について、介護保険事業計画や「千葉市中長期的な高齢者施策の指針（H28策定）」に基づく計画的な整備により、待機者は減少傾向だが、未だ解消はされていない。地域包括ケアシステムの構築・進展による在宅サービスの充実のみでこれらすべてを解消することは困難であるため、(1)にて要望をしている施設整備と併せて、今後も介護施設の整備は継続する必要がある。

[参 考]

事業概要

定期借地権を利用した未利用国有地の活用事例

|           | 旧用途  | 利用用途  | 活用面積                          | 定員                                      | 開設年度                 | 定借期間              |
|-----------|------|---|-------------------------------|---|----------------------|-------------------|
| 1         | 施設跡地 | 保育所   | 約970㎡                         | 72人（本園と併せて135人）                         | H25                  | 30年               |
| 2         | 住宅跡地 | 特別養護老人ホーム   | 約40,000㎡<br>うち4,000㎡          | 特養80人<br>[併設] 短期入所20人<br>通所介護30人        | H27                  | 50年               |
| 3         | 施設跡地 | 特別養護老人ホーム   | 約5,200㎡                       | 特養110人<br>[併設] 老人短期入所30人                | H27                  | 50年               |
| 4         | 住宅跡地 | ①認知症対応型共同生活介護事業所<br>②小規模多機能型居宅介護事業所<br>③通所介護事業所<br>④障害福祉サービス事業所 | 約1,900㎡                       | ①18人<br>②登録定員29人（通18・宿9）<br>③25人<br>④5人 | H29                  | 50年               |
| 5         | 施設跡地 | ①特別養護老人ホーム<br>②障害福祉サービス事業所<br>③保育所                              | 約4,000㎡<br>約2,000㎡<br>約1,000㎡ | ①特養80床・ショートステイ20床<br>②50人<br>③59人       | ①H30<br>②R01<br>③H30 | 50年<br>50年<br>30年 |
| 6<br>(予定) | 住宅跡地 | 保育所   | 約1,900㎡                       | 100人程度                                  | R2予定                 | 30年               |

※太字下線：賃借料減額措置適用施設

## 7 公立学校施設の整備推進について

本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。

については、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。

- (1) 学校施設環境改善交付金【大規模改造】(老朽・質的整備)
  - ・当初予算における計画事業量に見合った交付金予算額の確保
  - ・リースを補助対象とする制度の拡充
  - ・建物の部位ごとの工事を補助対象とするなどの制度の拡充
  - ・交付金の要件である工事費下限額の引き下げ
  - ・配分基礎単価(補助単価)の引き上げ
- (2) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金
  - ・令和2年度までの継続執行を認める特例措置の実施

### [要望理由]

本市の学校施設は、約80%が建築後30年以上を経ており、今後、建物内外部や設備配管機器などの更新等、経年劣化に応じた計画的な改修やより良い教育環境の実現のための取組みが必要である。

今後、増大する施設の老朽化に適切に対応し、児童生徒の安全・安心を確保するための事業を計画的且つ着実に進めていくためには、当初予算において、計画事業量に見合った確実な財源措置が確保されることにより、市費による単独実施または先送りせざるを得ないなどの深刻な事態が生じないことが重要であるとともに、初期費用の軽減、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースの活用を、新たな整備手法の一つとして積極的に選択できるようにする制度の拡充が必要である。

また、施設の老朽化対策を進めて行くうえでは、特に建物の保全に影響を及ぼす恐れがある屋上防水改修等の単体工事を新たに補助対象事業として追加し、工事下限額を引き下げるなどの制度の拡充が必要である。

さらに、トイレ改修等の機能を向上させるための質的整備を着実に進めて行くためには、実勢価格と大幅に乖離している補助単価の実情に見合った金額への引き上げ等の制度の拡充が必要である。

なお、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金について、本市では多くの学校を抱えており、やむを得ない事情により令和元年度中に事業が完了しなかった場合に、継続執行を認める特段の配慮(他の補助事業へ振替え等)が必要である。

[参 考]

1 市立学校の整備事業

大規模改造

| 区 分             | 事 業 件 数                                   |
|-----------------|---|
| 大規模改造<br>(老朽)   | 平成30年度：18件（うち補正18件）<br>令和元年度：18件          |
| 大規模改造<br>(質的整備) | 平成30年度：78件（うち補正78件）<br>令和元年度：74件（うち補正35件） |

2 事業費

学校施設環境改善交付金

(単位：百万円)

| 市予算<br>区分 | 平成30年度予算 |       |       | 令和元年度予算 |       |       |
|-----------|----------|-------|-------|---------|-------|-------|
|           | 事業費      | 国費    |       | 事業費     | 国費    |       |
|           |          | 申請額   | 内定額   |         | 申請額   | 内定額   |
| 補正        | 4,560    | 1,645 | 1,476 | 1,650   | 537   | 537   |
| 当初        | 2,594    | 195   | 11    | 6,992   | 1,244 | 1,204 |
| 合計        | 7,154    | 1,840 | 1,487 | 8,642   | 1,781 | 1,741 |

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 (単位：百万円)

| 市予算<br>区分 | 令和元年度予算 |     |     |
|-----------|---------|-----|-----|
|           | 事業費     | 国費  |     |
|           |         | 申請額 | 内定額 |
| 補正        | 1,681   | 696 | 695 |

[文部科学省]

## 8 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について

平成29年度に政令市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としました。しかし、今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の更なる増加が予想されており、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した指導・支援を行うには、教職員の加配がまだ十分とは言えません。また、少人数学級のための加配教員とともに、学習指導要領の先行実施に伴い、英語専科教員を配置・活用しているところですが、児童生徒によりきめ細やかな指導をするには、教職員加配の一層の充実が必要です。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

### (1) 教職員加配定数の充実

- ・ 少人数学級や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の充実
- ・ 外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配の充実

[要望理由]

現在、学校では不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応など、複雑・多様化した課題が山積しており、教員が児童生徒と向き合うための時間を十分に確保できない現状がある。本市でも「働き方改革」について取組みを進めているが、平成30年度の教諭の勤務時間を除く在校時間の平均は小学校4.6時間、中学校7.0時間となっており、これ以上の負担を強いるのは難しいと考えている。

そのような中、学習指導要領の先行実施に加え、更なる増加が予想される外国人児童生徒を含む一人一人の児童生徒にきめ細やかな対応をはかるうえでは、本市独自の柔軟な教職員配置を継続・拡充する必要がある。そのためにも、教職員加配定数のさらなる充実が必要となっている。

## 1 教職員定数の推移（千葉市）

| 年 度    | 基礎定数（人）   | 加配定数（人） | 計（人）      |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 平成26年度 | 3,894     | 359     | 4,253     |
| 平成27年度 | 3,876     | 365     | 4,241     |
| 平成28年度 | 3,843     | 374     | 4,217     |
| 平成29年度 | 3,976（※1） | 296（※1） | 4,272（※2） |
| 平成30年度 | 3,919     | 299     | 4,218     |
| 令和元年度  | 3,928     | 293     | 4,221     |

（※1）加配定数の一部が基礎定数化されたため、基礎定数が増え、加配定数が減っている。

（※2）政令市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたため、合計が増えている。

## 2 複雑、多様化する課題について（千葉市）

### （1）教員の月平均時間外勤務時間数

| 年 度    | 小学校（時間） | 中学校（時間） |
|--------|---------|---------|
| 平成26年度 | 47      | 65      |
| 平成27年度 | 49      | 64      |
| 平成28年度 | 47      | 69      |
| 平成29年度 | 47      | 73      |
| 平成30年度 | 46      | 70      |

### （2）特別支援学級児童生徒数 単位 人

| 年 度    | 小学校 | 中学校 | 通級指導 | 総数    |
|--------|-----|-----|------|-------|
| 平成26年度 | 688 | 367 | 343  | 1,398 |
| 平成27年度 | 657 | 380 | 380  | 1,417 |
| 平成28年度 | 694 | 344 | 450  | 1,488 |
| 平成29年度 | 681 | 342 | 530  | 1,553 |
| 平成30年度 | 647 | 335 | 644  | 1,626 |

### （3）日本語指導が必要な外国人児童生徒数及び日本語指導を行う教職員配置数

| 年 度    | 小学校 | 中学校 | 計   | 日本語指導を行う教職員配置数 |
|--------|-----|-----|-----|----------------|
| 平成26年度 | 233 | 112 | 345 | 9              |
| 平成27年度 | 293 | 75  | 368 | 10             |
| 平成28年度 | 322 | 124 | 446 | 14             |
| 平成29年度 | 332 | 146 | 478 | 15             |
| 平成30年度 | 312 | 140 | 452 | 15             |

[厚生労働省]

## 9 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について

本市では、国民生活を支える最後のセーフティネットである生活保護の適正実施に努めておりますが、高齢化の進展等により、受給者が増加しております。

平成30年の生活保護法の改正等は、自治体の提案意見が十分反映されているものとは言えません。

また、生活困窮者自立支援制度については、平成27年度にモデル事業から本格施行へ移行されたことに伴い、自治体の財政負担が増えております。

さらに、地方が就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を実施するにあたっては、引き続き幅広い事業者の参入を進める仕組みづくりが必要であります。

については、両制度を真に実効ある制度とするため、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

### (1) 生活保護制度について

ア 医療扶助については、最低限度の生活を保障した上で医療費を一部自己負担する仕組みを導入するなど、更なる適正化に向けて必要な制度改正を検討すること。

イ 生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講ずること。

### (2) 生活困窮者自立支援制度について

ア 就労訓練事業に参入する事業者への税制上の優遇措置については、社会福祉法人等だけでなく、株式会社やNPO法人等にも対象を拡大し、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。

イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業に係る国庫負担・補助基準額については、平成30年度に人口区分の細分化が行われる等、一部要望が反映されたものの、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の基準額が、人口が本市より3万人多い100万

人規模の自治体になると、極端に高くなる設定となっている。ついでには、自治体に対する基準額の上乗せ額を見直すとともに、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額を設定すること。

(3) 両制度に対する財政措置について

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、当面、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講じること。

[要望理由]

(1) ア 医療扶助については、受給者の自己負担がなく医療費の抑制に向けたインセンティブが働きづらい現状を勘案するとともに、過剰な頻回・重複受診を防止する仕組み等を含めて、国の責任において多方面から検討するなどにより、適正化に向けた制度的な対応が必要である。

イ 生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、官公署等の一部については回答を義務付ける規定が設けられている一方で、金融機関や生命保険会社及び要保護者等の雇用主等については、報告の求めができるという規定のみとなっている。そのため、金融機関等が資料提供の求めに応じない場合には、要保護者等に関する資産状況の把握が適切に行えない状況に陥る可能性があり、不正受給の発覚を免れる事案が生じるなどの支障を来すことになる。

一方で、税務事務においては、国税通則法では罰則規定を設けた上で調査対象者は正当な理由なく調査を拒むことができないとされており、また、生活保護法第78条及び同法第63条の一部では「国税徴収の例により徴収することができる。」と規定されている。このことから、生活保護制度も税務事務と同等の調査権限を与えられて然るべきと考える。

これらの状況を踏まえ、生活保護制度の更なる適正化を推進するために、金融機関等への回答義務付けが必要である。

(2) ア 平成27年度の税制改正において、認定就労訓練事業者に対する、固定資産税、都市計画税、不動産取得税に係る税制上の優遇措置の対象として、株式会社やNPO法人等が含まれておらず、認定状況を見ても、社会福祉法人の数に対し、NPO法人や株式会社の数は少ない。また、自立相談支援事業等実績調査では、認定就労訓練を利用すべき者が利用しなかった理由としては「本人が通える範囲内に認定事業所がない」ことを挙げる自治体が全体の約8割となっており、地域の実情に合わせた事業実施のためには、より幅広い事業者の積極的な参入を促すためのインセンティブが必要である。

イ 現状の自立相談支援事業等に係る国庫負担・補助基準額については、平成30年度に人口区分の細分化が行われる等、一部要望が反映されたが、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の基準額が、人口が本市より僅か3万人多い100万人規模になると極端に高くなる（1人当たりの基準額は、基本

的に逡減する設定になっているが、100万人以上110万人未満の区分で急激に増加に転じ、以降再び逡減する)設定となっている。また、基本的には、人口が増えるほど、人口1人あたりの基準額が逡減する設定になっており、人口が多い都市ほど需要からかけ離れる構造になっている。しかしながら、当該事業の需要は都市部において多く発生するものであり、現状は、実態にそぐわない人口規模区分となっている。このため、自治体に対する基準額の上乗せ額を見直すとともに、事業の実効性を担保する基準額の設定が必要である。

- (3) 上記2法律の施行に伴い、平成26年度まで全額国庫補助により実施されてきた生活保護の就労支援事業や、生活困窮者自立支援法の各事業において、新たな地方負担が生じている。しかしながら、両制度は互いに関係性が強く、一体のものとして実施できるだけの財政措置が必要である。



[参 考]

1 生活保護受給世帯・人員・保護率・保護費の推移

(単位：世帯、人、%、百万円)

| 区分                       | 平成25年度            | 平成26年度            | 平成27年度            | 平成28年度            | 平成29年度            | 平成30年度            |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 世帯数                      | 14,648            | 15,224            | 15,749            | 16,147            | 16,543            | 16,751            |
| 人員                       | 19,193            | 19,783            | 20,248            | 20,527            | 20,814            | 20,864            |
| 保護率                      | 19.9              | 20.5              | 20.8              | 21.1              | 21.3              | 21.3              |
| 保護費<br>(平成20年度を100とした場合) | 32,344<br>(156.8) | 32,947<br>(159.7) | 34,963<br>(169.5) | 34,723<br>(168.3) | 35,278<br>(171.0) | 35,070<br>(170.0) |
| うち医療扶助費                  | 11,944            | 11,781            | 13,617            | 13,303            | 13,864            | 14,054            |

※世帯数、人員及び保護率は年度平均

※平成30年度の保護費及び医療扶助費は見込み額

2 ケースワーカーの配置数の推移

(単位：人、世帯/人)

| 区分      | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 現員数     | 153    | 163    | 169    | 178    | 180    | 189   |
| 標準数     | 181    | 188    | 195    | 201    | 204    | 205   |
| 不足数     | △28    | △25    | △26    | △23    | △24    | △16   |
| 一人当り世帯数 | 96     | 93     | 92     | 90     | 90     | 88    |

※各年度4月1日現在

3 本市が行う自立支援の取組み（被保護者が対象）

(単位：人、円)

|                | 事業開始年月  | 年度  | 相談員数等 | 対象者数等 | 就労者数 | 保護費削減額      |
|----------------|---------|-----|-------|-------|------|-------------|
| 被保護者就労促進事業     | H22.10～ | H26 | 21    | 2,024 | 884  | 154,414,269 |
|                |         | H27 | 21    | 2,064 | 868  | 128,059,832 |
|                |         | H28 | 21    | 2,151 | 825  | 106,910,868 |
|                |         | H29 | 21    | 2,666 | 943  | 129,127,781 |
|                |         | H30 | 21    | 2,844 | 956  | 151,687,607 |
| 農業等就労・社会体験支援事業 | H23.4～  | H26 | 2     | 1,028 | —    | —           |
|                |         | H27 | 3     | 1,093 | —    | —           |
|                |         | H28 | 3     | 1,123 | —    | —           |
|                |         | H29 | 3     | 1,101 | —    | —           |
|                |         | H30 | 3     | 902   | —    | —           |

#### 4 本市が行う生活困窮者自立促進支援事業実績

| 年度  | 区分     | 中央  | 稲毛  | 若葉  | 合計    |
|-----|--------|-----|-----|-----|-------|
| H26 | 新規相談   | 187 | 230 |     | 417   |
|     | 就労準備支援 | 3   | 21  |     | 24    |
|     | 家計相談支援 | 9   | 27  |     | 36    |
|     | その他支援  | 9   | 27  |     | 36    |
|     | 学習支援   | 8   | 4   |     | 12    |
|     | 就労者    | 14  | 20  |     | 34    |
| H27 | 新規相談   | 523 | 489 |     | 1,012 |
|     | 就労準備支援 | 22  | 18  |     | 40    |
|     | 家計相談支援 | 38  | 48  |     | 86    |
|     | その他支援  | 136 | 152 |     | 288   |
|     | 学習支援   | 6   | 5   |     | 11    |
|     | 就労者    | 55  | 44  |     | 99    |
| H28 | 新規相談   | 417 | 528 |     | 945   |
|     | 就労準備支援 | 21  | 11  |     | 32    |
|     | 家計相談支援 | 39  | 59  |     | 98    |
|     | その他支援  | 165 | 202 |     | 367   |
|     | 学習支援   | 40  | 39  |     | 79    |
|     | 就労者    | 90  | 104 |     | 194   |
| H29 | 新規相談   | 449 | 477 | 265 | 1,191 |
|     | 就労準備支援 | 37  | 12  | 9   | 58    |
|     | 家計相談支援 | 68  | 60  | 12  | 140   |
|     | その他支援  | 152 | 188 | 48  | 388   |
|     | 学習支援   | 27  | 31  | 8   | 66    |
|     | 就労者    | 91  | 69  | 9   | 169   |
| H30 | 新規相談   | 516 | 658 | 542 | 1,716 |
|     | 就労準備支援 | 42  | 36  | 18  | 96    |
|     | 家計相談支援 | 64  | 76  | 43  | 183   |
|     | その他支援  | 157 | 136 | 108 | 401   |
|     | 学習支援   | 46  | 57  | 46  | 149   |
|     | 就労者    | 77  | 28  | 10  | 115   |

(単位：人)

#### 5 事業費

(単位：百万円)

| 区 分     | 平成30年度当初 |        | 令和元年度当初 |        | (b)<br>/ (a) |
|---------|----------|--------|---------|--------|--------------|
|         | 事業費      | 国費(a)  | 事業費     | 国費(b)  |              |
| 生活保護事業費 | 35,400   | 26,039 | 35,400  | 26,159 | 100.1        |

※国費の算定基準：{事業費－(法第63条・法第78条調定額－不納欠損額)}×3/4



[厚生労働省]

## 10 無料低額宿泊所等に対する法的整備について

現在の改正社会福祉法の内容については、一定の評価はできるものの、これまで要望してきた許可制とすること等の法的整備に関する提案意見が十分反映されているとは言えない状況です。

については、次の事項に係る法的整備について、強く要望いたします。

- (1) 届出制を許可制に見直すこと。
- (2) 施設の運営基準について、利用者に良好な住環境を提供するため、全国統一の詳細な基準を制定すること。

[要望理由]

- (1) 改正社会福祉法（令和2年4月1日施行）では、「事前届出制」となっているが、制度上自治体は届出を受理しないことはできず、また、施設が設置（建設）されてからでは居室面積の拡張等に対する効果的な指導は行えず対応に苦慮することが容易に想定されるところである。  
そのため、許可制による実効性のある法的規制が必要である。
- (2) 施設の運営基準について現在の改正社会福祉法では、一定の項目を除き省令を参酌の上条例で定めることとされているが（社会福祉法第68条の5）、居住地域が異なることのみによって基準が異なることは利用者の居住環境に差が出ることから、国は自治体の意向を踏まえ、利用者に良好な居住環境を保証し得る詳細な全国統一の基準を設定することが必要不可欠である。

[参 考]

**無料低額宿泊所について**

**1 無料低額宿泊所の概要**

- (1) 「無料低額宿泊所」とは、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住居を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（社会福祉法第2条第3項第8号）」であり、第二種社会福祉事業として位置付けられている。
- (2) 改正社会福祉法（令和2年4月1日施行）では、事業主体の制限はなく、事業開始前に経営者の名称及び主たる事務所の所在地、事業の種類及び内容等を届出なければならないとされている。

**2 無料低額宿泊所の推移**

※各年度末の数値

|        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設数    | 15     | 15     | 26     | 33     | 37     |
| 定員     | 978    | 978    | 2,028  | 2,315  | 2,402  |
| 利用者数   | 965    | 965    | 1,857  | 2,109  | 2,144  |
| 生活保護者数 | 837    | 842    | 1,711  | 1,878  | 1,808  |

**3 住宅扶助費上限額（41,000円）で居室使用料が設定されている施設数**

（平成31年3月末現在）

30施設（市内37施設のうち）

**4 無届け施設の推移**

※各年度4月1日現在の数値

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 施設数    | 26     | 25     | 11     | 5      | 2     |
| 定員     | 1,297  | 1,358  | 336    | 177    | 69    |
| 生活保護者数 | 1,009  | 1,118  | 263    | 158    | 53    |

[厚生労働省]

## 11 麻しん（はしか）対策の推進について

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年12月28日付け厚生労働省告示第442号）では、世界保健機関（WHO）による麻しんの排除の認定を受け、排除の状態を維持することを目標としています。指針に基づく取組みの結果、平成27年にWHOから排除状態にあることが認定され、これまでその状態が維持されてきましたが、ここ数年、海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が発生しています。

今後、麻しんの排除状態を継続していくためにも、次のとおり実効性のある措置を速やかに講じるよう強く要望いたします。

- (1) 20歳代から40歳代の方が、確実に、かつ速やかに接種を受けられるよう、この年代への予防接種を定期接種化することを含め、実効性のある麻しん対策を講じること。  
さらに、海外からの輸入症例を契機とする麻しんの感染拡大を防止し、麻しん排除の状態を維持するため、海外渡航予定者に対して予防接種の実施を促す、より強い注意喚起を行うこと。  
また、対策の実施に当たっては、国が責任をもって財源を確保すること。
- (2) 定期接種を含む対策の実施に必要なワクチンについて、国の主導により、安定的な供給体制と、地域毎の在庫の偏在が生じないような流通体制を整備し、滞りなく予防接種が実施できるようにすること。

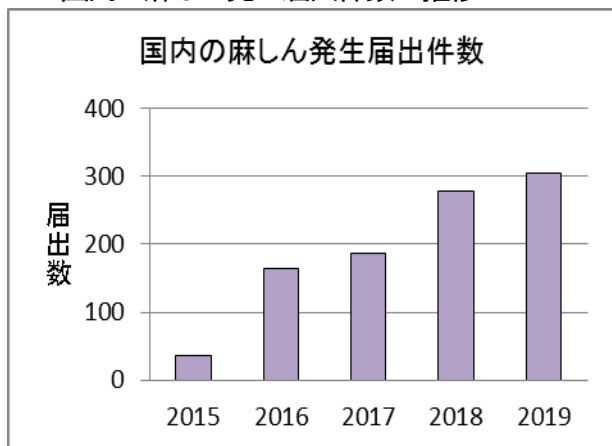
[要望理由]

ここ数年、海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が発生している。ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催及び入国管理法の改正等により、訪日外国人旅行者や外国人労働者がさらに増加することが見込まれ、出国日本人も増加傾向にある中、今後も国内で感染事例が発生することが懸念される。

麻しんの対策として最も有効なのは発生予防であり、国では、定期接種の一層の充実を進めているが、昨年麻しん患者は280人以上発生しており、その2/3以上が20歳代から40歳代であった。この年代の方は、接種歴が1回の方が多く、麻しんの感染の中心となっている年代のため、対策が必要である。

[参 考]

1 国内の麻疹発生届出件数の推移



2018：速報値

2019：第10週（～3/10）までの速報値

2 海外の発生状況

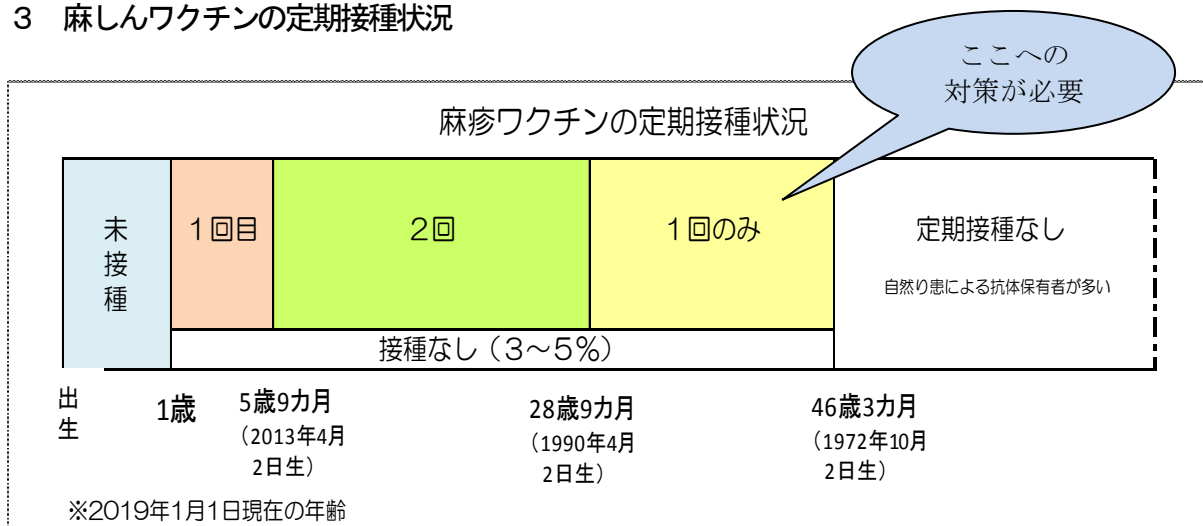
南北アメリカ（輸入例とその関連）と多くの中東、ヨーロッパ諸国は、年間数例から2桁までの非常に少ない報告数にとどまっている。依然として多数の患者の報告があるのは、主にアジアとアフリカ諸国である。

【2018年6月～11月の報告数】

上位10か国

ウクライナ、インド、ブラジル、フィリピン、マダガスカル、タイ、イエメン、コンゴ民主共和国、スーダン、マレーシア

3 麻疹ワクチンの定期接種状況



\*麻疹ワクチン接種：1978年10月開始。2006年6月から2回（1歳時、小学校就学前1年間）接種開始。

## 12 国民健康保険制度への支援措置について

国民健康保険制度は、高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの保険者は不安定な財政運営を余儀なくされています。

平成30年度、国保の運営が広域化され、それに併せて公費も拡充となり、財政基盤の強化等の措置が講じられた結果、収支不足の繰入れも解消しました。

しかしながら、令和元年度は、収支不足の繰入れは行わなかったものの、保険料は上昇し、広域化に併せて実施された公費拡充の効果は限定的であり、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増により、国保の財政は厳しい状況が見込まれます。

特に、低所得者層や中間所得者層の保険料負担は、今後更なる増加が見込まれます。

したがって、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる支援措置が必要であります。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう特段のご配慮をお願いいたします。

- (1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。

また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講じること。

- (2) 地方単独事業として実施している、子どもや障害者への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。

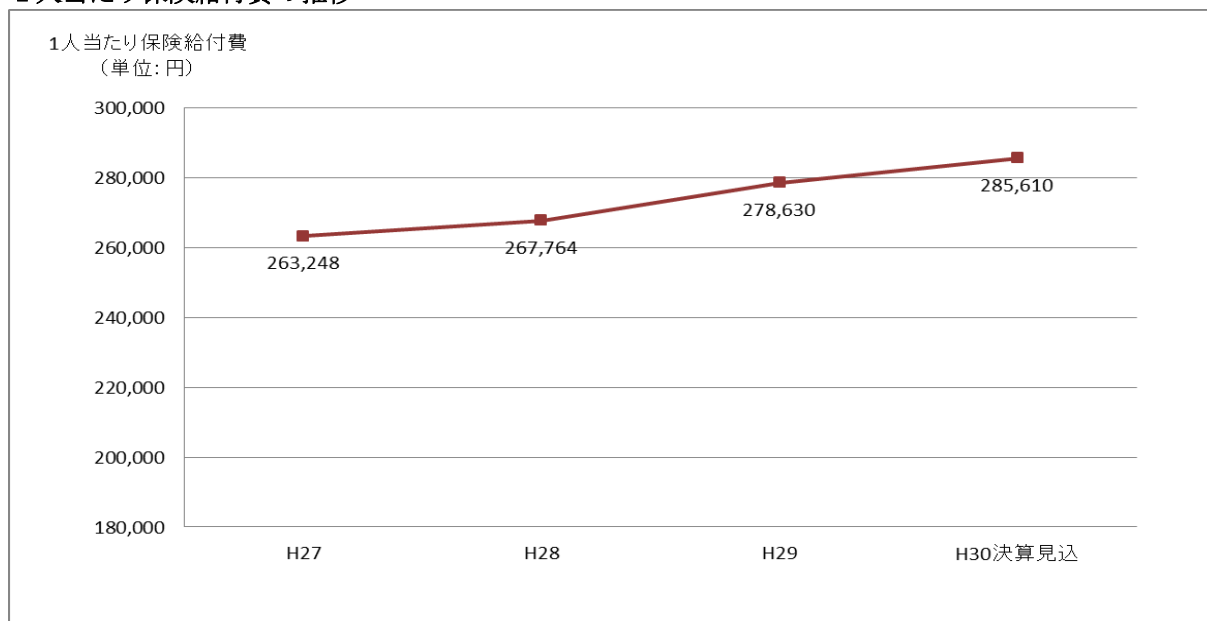


[要望理由]

- (1) 国民健康保険料は他の被用者保険と異なり、事業主負担が無く本人負担が重いことから、保険料の負担軽減を図るには、広域化に併せて実施された公費拡充では不十分であり、国保制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が不可欠である。
- (2) 子どもや障害者への医療費助成は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、国庫負担金の減額調整措置は、すべて廃止する必要がある。

[参 考]

1人当たり保険給付費の推移



保険料改定率の推移

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 全体      | 4.5%   | 2.7%   | 4.4%   | △1.9%  | 3.9%  |
| 医療・支援金分 | 4.3%   | 4.5%   | 4.5%   | △1.4%  | 4.9%  |
| 介護分     | 5.4%   | △11.5% | 3.7%   | △7.2%  | △6.0% |

保険者別1人当たり平均保険料と所得に占める割合 (H27)

| 保険者   | 保険料(所得に占める割合)     | 平均所得  |
|-------|-------------------|-------|
| 市町村国保 | 8.4万円(10.0%)      | 84万円  |
| 協会けんぽ | 10.9万円(7.5%)<br>※ | 145万円 |
| 組合健保  | 12.2万円(5.8%)<br>※ | 211万円 |

※本人負担分の保険料

出典: 国保中央会資料

保険料軽減・減免対象世帯の推移

| 区 分         |       | H27    | H28    | H29    | H30 (見込) |        |
|-------------|-------|--------|--------|--------|----------|--------|
| 国<br>制<br>度 | 7割    | 世帯数    | 36,078 | 35,651 | 35,175   | 35,140 |
|             |       | 割合(%)  | 23.9   | 24.5   | 25.3     | 25.7   |
|             | 5割    | 世帯数    | 14,199 | 14,921 | 15,027   | 15,289 |
|             |       | 割合(%)  | 9.4    | 10.2   | 10.8     | 11.2   |
|             | 2割    | 世帯数    | 15,871 | 16,477 | 16,441   | 16,112 |
|             |       | 割合(%)  | 10.5   | 11.3   | 11.8     | 11.8   |
| 小計          | 世帯数   | 66,148 | 67,049 | 66,643 | 66,541   |        |
|             | 割合(%) | 43.8   | 46.0   | 47.9   | 48.7     |        |
| 市<br>制<br>度 | 【参考】  | 世帯数    | 33,127 | 31,594 | 30,676   | 29,911 |
|             | 1割    | 割合(%)  | 22.1   | 21.7   | 22.1     | 21.9   |
| 合 計         | 世帯数   | 99,275 | 98,643 | 97,319 | 96,452   |        |
|             | 割合(%) | 65.9   | 67.7   | 70.0   | 70.6     |        |

市制度の対象は所得200万円未満の世帯

国庫負担金減額の推移

(単位: 千円)

|           | H24    | H25    | H26    | H27     | H28     | H29     |
|-----------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 子どもへの医療費分 | 50,000 | 58,000 | 62,000 | 65,000  | 57,000  | 53,000  |
| 障害者への医療費分 | —      | —      | —      | 74,000  | 253,000 | 243,000 |
| 計         | 50,000 | 58,000 | 62,000 | 139,000 | 310,000 | 296,000 |



### 13 児童相談所の体制強化に係る財政措置について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

国においては、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」を取りまとめ、その後12月には、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を決定し、専門職の大幅な増員をはじめとする児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化について示されたところです。

本市においても、児童相談所の体制強化のため、これまでも児童福祉司等の専門職員の確保や、職員の資質向上に取り組んできたところですが、更なる体制強化が示された中、児童虐待相談対応件数の多い首都圏においては、配置基準を満たす専門職員を確保していくことが、喫緊の課題となっています。

今後、改正法を踏まえた人員体制を維持し、増加する児童虐待相談に的確に対応していくためには、国の責任において、専門職員の確保・育成を図る必要があります。

については、**次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。**

- (1) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定める児童福祉司や児童心理司を確保するため、国として十分な人材確保策を講じること。
- (2) 各児童相談所に配置される専門職について、改正後の配置基準を充足するための十分な財政措置を講じること。

[要望理由]

- (1) 特に首都圏の各自治体において、配置基準に定める児童福祉司等を確保するためには、自治体間での競合により職員の配置に不足が生じることの無いよう、各専門職について全国レベルで必要な総数を確保することが必要である。
- (2) 専門機関としての児童相談所の業務は、非常に精神的負荷の大きいものであることを踏まえ、配置基準を充足するための人材を確保するには、職員の待遇改善等について国としての財政支援措置が必要である。

[参 考]

1 配置基準に基づく人員体制

(1) H28改正法による配置基準

|              | H29年度 | H30年度 | R1年度  | R2年度  | R3年度  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童虐待対応件数     | 1,103 | 1,513 | 1,513 | 1,513 | 1,513 |
| 児童福祉司数①(人口割) | 20    | 20    | 25    | 25    | 25    |
| ②(件数割)       | 4     | 5     | 4     | 14    | 14    |
| 児童福祉司数 合計    | 24    | 25    | 29    | 39    | 39    |
| 児童心理司数       | 12    | 13    | 15    | 20    | 20    |

(2) R1改正法による配置基準 (R4.3.31まで、経過措置適用可)

|              | H29年度 | H30年度 | R1年度  | R2年度  | R3年度  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童虐待対応件数     | 1,103 | 1,513 | 1,513 | 1,513 | 1,513 |
| 児童福祉司数①(人口割) | 20    | 20    | 33    | 33    | 33    |
| ②(件数割)       | 4     | 5     | 4     | 14    | 14    |
| ③(市町村支援)     | -     | -     | 1     | 1     | 1     |
| ④(里親支援)      | -     | -     | 1     | 1     | 1     |
| 児童福祉司数 合計    | 24    | 25    | 39    | 49    | 49    |
| 児童心理司数       | 12    | 13    | 19    | 24    | 24    |

| R4年度  | R5年度  | R6年度  |
|-------|-------|-------|
| 1,513 | 1,513 | 1,513 |
| 33    | 33    | 33    |
| 14    | 14    | 14    |
| 1     | 1     | 1     |
| 1     | 1     | 1     |
| 49    | 49    | 49    |
| 24    | 26    | 28    |

## 14 航空機騒音の改善について

羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、体感的には軽減が感じられるまでには至っておらず、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられています。

また、新飛行ルートが運用されることに伴い、首都圏での騒音の共有が図られることとなりますが、その一方で、早朝・夜間の時間帯が増便されることにより、市民生活への影響が懸念されます。

ついては、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。

- (1) 羽田空港の機能強化に当たり、特に、市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。
- (2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。
- (3) 市民相談会において寄せられた意見・要望を公表し、寄せられた意見等を踏まえた、具体的な騒音軽減策や将来の方策を早急に提示するとともに、市民への説明を今後も丁寧に積み重ねること。

### [要望理由]

- (1) 現行の運用に関しても、市民からは早朝・夜間の時間帯における苦情が寄せられており、東京2020大会に向けた空港処理能力の拡大によって当該時間帯が増便された場合、市民生活への影響が非常に大きい。
- (2) 平成17年の「羽田再拡張後の飛行ルート等に関する確認書」に掲げられた、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項（更なる高度の引き上げ、海上ルートへの移行、交差の低減・解消等）について、確認書の締結から10年以上が経過しているが、一部高度の引き上げが行われた以外は、未だ実施に至っていない。
- (3) 平成28年12月、平成30年3月及び令和元年5月に市民相談会が開催されたが、今後も引き続き、現行ルート及び機能強化に対する市民への丁寧な説明を行うことを求める。

[参 考]

1 飛行ルート

平成22年10月21日から、羽田空港の4本目の滑走路（D滑走路）の供用が開始され、南風好天時の6時から23時までの間、北方面から毎時最大12便（北側ルート）、南方面から毎時最大28便（南側ルート）の航空機が、本市上空の特定地域に飛来・交差して、過密集中している。それぞれ蘇我、千葉港地先より海上に抜け、羽田空港に向かい飛行している。

①南側ルートの高度引上げ本格運用（平成25年11月14日～）

南側ルートの航空機は、緑区上空を7,000～6,000フィートで通過した後、中央区千葉港付近上空で高度5,000フィートまで降下し、海上に抜け羽田空港に向かい飛行する。

②北側ルートの高度引上げ本格運用（平成27年4月2日～）

北側ルートの航空機は、若葉区上空を4,500フィートで通過した後、緑区平山町付近上空で4,000フィートまで降下し、中央区上空から海上に抜け羽田空港に向かい飛行している。

これまでの飛行高度の引上げなどによる対策では騒音軽減効果が限定的であるため、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項である海上ルートへの移行や交差の低減・解消など抜本的な騒音軽減策の早期実施が必要である。

【飛行高度引上げ図（南風好天時の着陸ルート）】



2 苦情受付件数

| 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 件数 | 108  | 224  | 550  | 327  | 365  | 252  | 150  | 199  | 124  |

[国土交通省]

## 15 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の沿線は東京2020大会の競技会場が多数立地し、また商業、スポーツ、レジャーなど多様な大型施設が隣接しており、両線の交通アクセスを強化することは大会の成功とその後の更なる発展に貢献します。

両線は国内外からの旅客の円滑な受け入れ、輸送体制の強化、サービスレベルの一層の向上を図る必要があり、相互直通運転の実現が重要であります。

については、次の事項について強く要望いたします。

### (1) JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向けた支援

#### [要望理由]

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転は、新木場駅の蘇我寄りでは線路が直結しているものの、京葉線内の一部区間の複々線化の遅れや運賃収受等の課題があり、実現に至っていない。

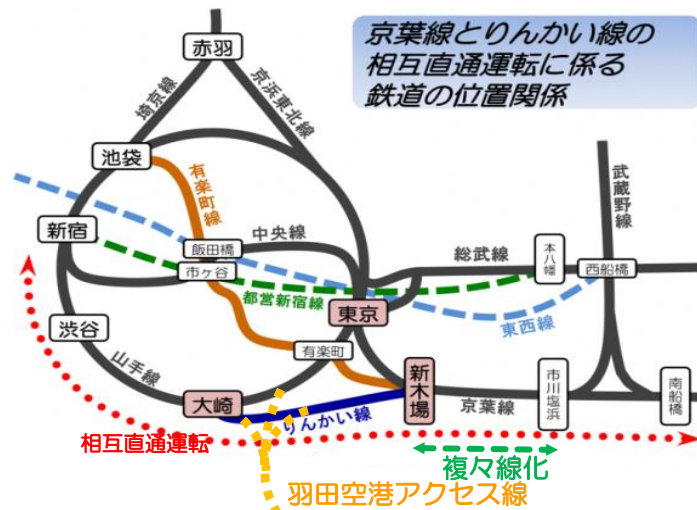
相互直通運転が実現されると両線の利用者に加え、京葉線に乗り入れている内房線・外房線利用者の利便性が向上し、房総方面から都心への所要時間短縮や沿線地域の活性化が見込まれる。

また、JR東日本(株)は平成30年7月に発表したグループ経営ビジョン「変革2027」において「羽田空港アクセス線構想の推進」を掲げ、実現に向けて動き始めているが、この点、交通政策審議会第198号答申（平成28年4月20日）において「関係する空港アクセス路線等の整備と本事業（両線の相互直通運転化）との連携を期待」と指摘されているところである。

これまで本市では、京葉線沿線自治体等で構成する「JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、相互直通運転実現による効果分析や関係鉄道事業者等に対する要望活動を展開しており、早期実現に向けた支援を要望するものである。



[参 考]



### 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向けた主な課題

- ・両線は別々の鉄道事業者であることから運賃收受方法の課題がある。
- ・京葉線市川塩浜～新木場駅間のピーク時の輸送力が限界のため、東京方面の輸送力を維持しながらりんかい線方面へ相互直通運転するには、同区間の複々線化が必要である。
- ・JR大崎駅はりんかい線をはじめ多数の鉄道事業者が乗り入れており、令和元年11月30日より新たに相鉄線と埼京線の相互直通運転に伴う乗り入れが予定されていることから、駅施設の許容量が限界に達しつつある。

### 2 JR東日本による羽田空港アクセス線構想の推進

JR東日本は平成30年7月3日にグループ経営ビジョン「変革2027」において「羽田空港アクセス線構想の推進」を発表し、続けて翌31年2月15日に、本構想のうち東京貨物ターミナル付近と羽田空港を結ぶ「アクセス新線」と「東山手ルート」の環境影響評価手続きの実施に向けた準備に入ることを発表した。

#### ■主な効果

- ・多方面からのダイレクトアクセスによる「シームレスな移動」の実現(時間短縮、乗換解消)
- ・鉄道の輸送力増強(現状の約1.8倍)、リダンダンシーの向上による移動ニーズ(首都圏の各エリア～空港間)のさらなる増加への対応



(JR東日本(株)グループ経営ビジョン「変革2027」より抜粋)

### 3 京葉線・りんかい線の相互直通運転に係る効果分析 (※羽田空港アクセス線構想発表前の分析)

(1) アクセス利便性の向上 … 新木場駅構内混雑緩和と乗換回数減少、所要時間短縮等

利用者総便益の増加 = 約52百万円/日

(2) 沿線の活性化

商業販売額の増加 = 約75億円/年 (蘇我駅～新木場駅間) 地価上昇効果 = 約385億円上昇

※設定条件=りんかい線の料金をJR並みに引き下げ、相互直通運転する便数を増便したケース  
(ピーク時6本/時、オフピーク時0～4本/時)

[国土交通省]

## 16 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える 広域幹線道路網の整備促進について

本市が首都圏の広域連携拠点として、成長基盤及び防災力を強化し活力のある都市形成を図るためには、広域幹線道路網の整備が不可欠となっております。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 湾岸地域における規格の高い道路ネットワークの検討
  - ・ 第二東京湾岸道路を軸とした道路ネットワークの検討 . . . . . ①
  - ・ 東関東自動車道の東京方面へのアクセスを向上する  
新たなインターチェンジの設置検討 . . . . . ②
- (2) 整備促進
  - ・ 一般国道357号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備  
促進 . . . . . ③
  - ・ 京葉道路の混雑解消のための整備促進 . . . . . ④
  - ・ 首都圏中央連絡自動車道の整備促進 . . . . . ⑤
  - ・ 一般国道51号北千葉拡幅の整備促進 . . . . . ⑥
- (3) 調査促進
  - ・ 一般国道16号(穴川地区)の混雑解消のための調査促進 . . . ⑦
  - ・ 一般国道51号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)  
及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進 . . . . . ⑧

[要望理由]

市内の京葉道路や国道では、広域幹線道路整備の遅れにより各所において慢性的な渋滞が発生していることから、社会・経済活動を支援し地域経済に好循環をもたらすためにも、ストック効果を高める道路ネットワークの強化が急務である。

湾岸地域のポテンシャルを發揮し、千葉市が今後さらに発展していくためには、第二東京湾岸道路を軸とした道路ネットワークの検討が必要である。また、千葉都心や千葉港などの湾岸部から東関東自動車道の東京方面にアクセスするには、湾岸習志野インターチェンジに行く必要があり、東京方面へのアクセスを向上する新たなインターチェンジの設置を検討する必要がある。

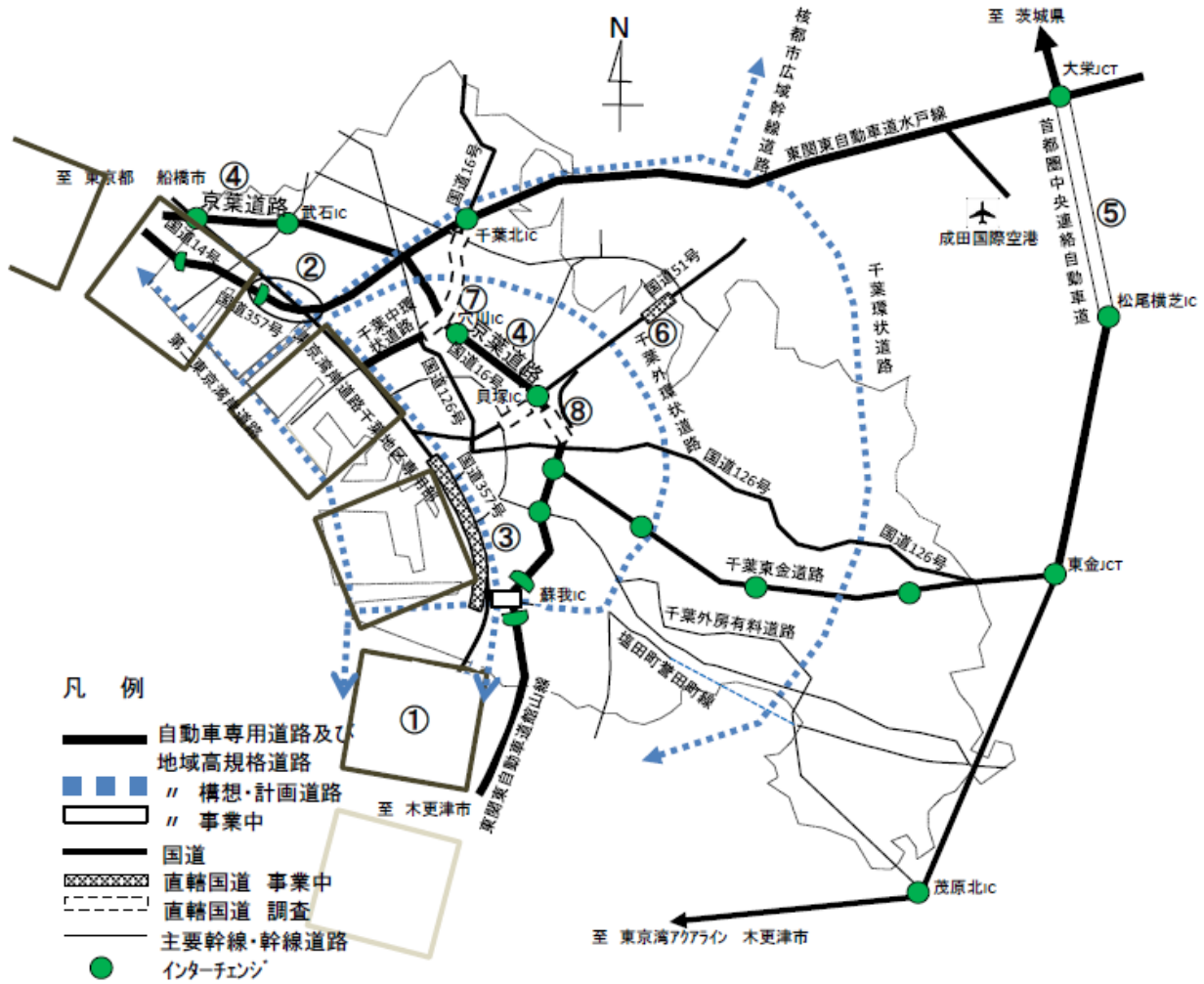
一般国道357号(蘇我地区)においては、主要渋滞箇所が連担しており、物流や緊急輸送路等を阻害しているため、整備により、千葉地区と一体となって輸送時間や通勤時間の短縮による生産性の向上が期待出来ることから、着実な整備推進を強く要望するものである。

さらに、より一層の生産性を向上させるため、内陸部を通る京葉道路の渋滞対策の推進を強く要望するものである。

なお、これらの必要な道路整備を計画的に進めるためには、国の道路整備費枠の拡大が不可欠である。

[千葉市担当] 建設局道路部道路計画課 TEL 043-245-5290

[参 考]  
千葉市に係る広域幹線道路網



| 区分                       | 名称                        | 区間   | 要望内容 | 番号 |
|--------------------------|---------------------------|--|------|----|
| 自動車専用道路                  | 京葉道路（混雑解消）                | 船橋市～千葉市  | 整備促進 | ④  |
|                          | 首都圏中央連絡自動車道               | 千葉県未供用区間（大栄JCT～松尾横芝IC）                             | 整備促進 | ⑤  |
|                          | 東関東自動車道における東京方面へのインターチェンジ | —  | 検討   | ②  |
| 直轄国道                     | 一般国道357号湾岸千葉地区改良          | 美浜区真砂2丁目～中央区問屋町（H28全線6車線供用）                        | —    | —  |
|                          |                           | 中央区問屋町～中央区塩田町（蘇我地区）                                | 整備促進 | ③  |
|                          | 一般国道51号北千葉拡幅              | 若葉区若松町～佐倉市   | 整備促進 | ⑥  |
|                          | 一般国道16号穴川地区（混雑解消）         | 穴川交差点～東関東千葉北IC                                     | 調査促進 | ⑦  |
|                          | 一般国道51号貝塚ランプ及び延伸          | 一般国道51号貝塚ランプ（北千葉拡幅バイパス区間）～一般国道16号（木更津方面）及び千葉都心への延伸 | 調査促進 | ⑧  |
| 地域高規格道路                  | 湾岸地域における道路ネットワーク          |  | 検討   | ①  |
|                          | 第二東京湾岸道路                  | 東京都～千葉県  |      |    |
|                          | 東京湾岸道路（千葉地区専用部）           | 千葉市～富津市  |      |    |
|                          | 千葉中環状道路（千葉都心を囲む環状道路）      | （都）塩田町菅田町線（塩田町）                                    | —    | —  |
|                          | 千葉環状道路（周辺都市まで含む環状道路）      | 千葉市～市原市  | —    | —  |
| 千葉外環状道路（千葉都心4～6km圏の環状道路） | 千葉市～千葉市                   | —  | —    |    |

[国土交通省]

## 17 「“ちば” 共創都市圏」の形成に資する街路事業の 持続的・安定的な財源の確保について

本市の道路ネットワークにおいて中核的機能を担う街路は、交流人口・物流を増大させ、地域の連携を図る社会資本であり、さらには、災害時に救援活動や、復旧、復興に欠かせない大動脈として機能する重要な施設であります。

また街路は、本市以東・以南の地域との連携も強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的発展を支えるなど、本市が都市経営の方針として掲げる「“ちば” 共創都市圏」の形成にも大きく寄与するものであります。

その中でも特に、重要物流道路である国道を連絡する街路は、集中する交通を適切に分散し、物流の効率化が図られるほか、災害時の多重性確保に資することから、早急な整備が求められております。

現在、社会資本整備総合交付金を最大限活用し事業を進めておりますが、市内にはいまだ多くの未整備区間があり、財源不足により事業が長期化している状況であります。

また、国道357号と京葉道路・国道16号を連絡する塩田町誉田町線（塩田町）は、地域高規格道路として、現在、補助事業（街路事業）により事業を進めておりますが、本路線の事業進捗を加速させ、国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）と供用を合わせることにより、新たな重要物流ネットワークを構築し、相乗的な事業効果を発現させることが重要と考えております。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

- (1) 街路整備などの社会資本整備を加速するための社会資本整備総合交付金の拡大を図るとともに、重要物流道路である国道を連絡し、一体となって物流の効率化に資する街路事業を、社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業とすること。
- (2) 地域高規格道路塩田町誉田町線（塩田町）の整備推進に不可欠な国の支援について、引き続き必要な財源措置等を講ずること。

[要望理由]

本市が、「“ちば”共創都市圏」の牽引役として、成長基盤及び防災力を強化し活力ある都市形成を図るためには、重要物流道路である国道などの主要な幹線と一体となって機能する街路ネットワークの形成が不可欠である。

本市の街路事業は、継続的な事業路線に限定して整備を加速しているものの、完成にはなお長期間を要する見込みである。こうした街路事業の整備効果を早期に発現させるためには、社会資本整備総合交付金における国費の重点配分事業に位置付けることによる集中的な財政措置や、持続的かつ安定的な財源の確保が必要である。

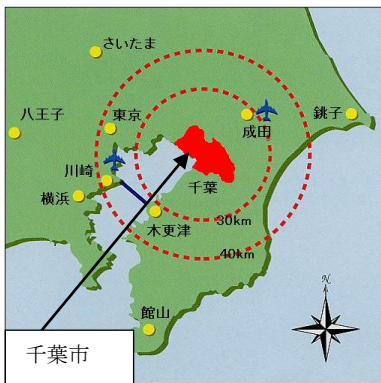
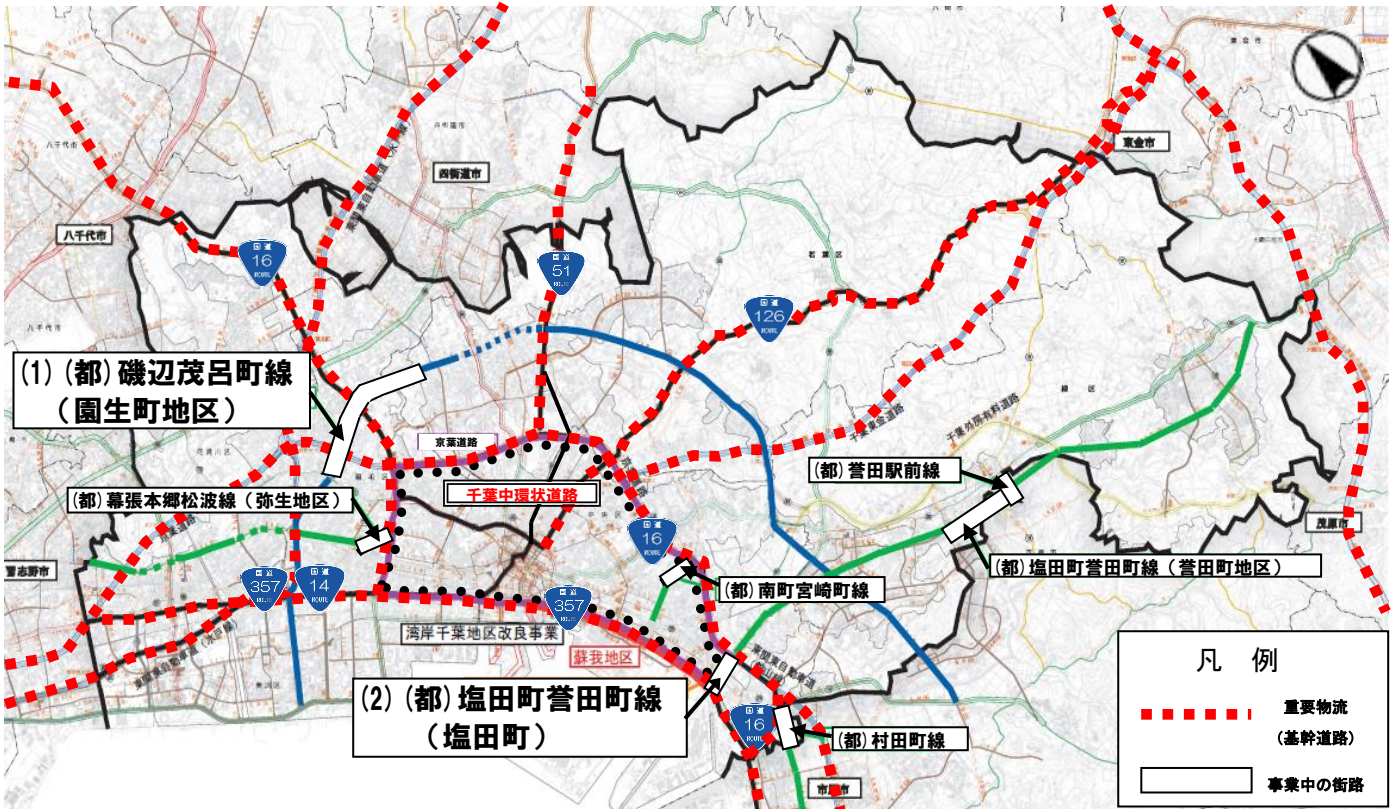
また、補助事業として実施している地域高規格道路塩田町誉田町線（塩田町）の整備推進に対しては、さらに積極的な国の支援が必要となることから、交付金も含めた道路関係事業費全体の拡大を図ることが必要である。

[参 考]

## 1 令和元年度の街路事業費

|                        | 事業費    | 国 費    | 令和2年度以降残事業費 |
|------------------------|--------|--------|-------------|
| 社会資本整備総合交付金            | 575百万円 | 287百万円 | 20,135百万円   |
| 補助事業<br>[塩田町誉田町線(塩田町)] | 620百万円 | 341百万円 | 15,430百万円   |

## 2 令和元年度 千葉市の街路事業実施箇所



### 《重要物流道路である国道を連絡する街路事業》

#### (1) (都) 磯辺茂呂町線

千葉市の中心部から放射状に延びる本市の主要な幹線道路である一般国道14号、357号、16号、51号、126号を連絡する千葉市の最も外側の環状道路である。重要物流道路である国道14号と国道16号などを結ぶことで主要渋滞箇所の慢性的な渋滞の解消と物流の効率化を図るとともに、国道16号とのダブルネットワークによる本市道路網の環状機能強化や災害時の多重性を確保する主要幹線街路である。

#### (2) (都) 塩田町誉田町線(塩田町)

千葉都心を囲む延長約22kmの「千葉中環状道路」の一部であり、唯一の未供用区間(0.7km)である。千葉都心に集中する交通を適切に分散・導入させることにより都市内交通の円滑化を図るとともに、重要物流道路である京葉道路、国道16号、国道357号を結ぶことにより物流を効率化し、災害時の多重性を確保するなど、広域幹線道路と一体となって地域・拠点の連携を強化する「地域高規格道路」として、現在整備を進めている。



[環境省]

## 18 循環型社会形成推進交付金制度の充実について

廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要であります。

しかしながら、廃棄物処理施設の解体、建設においては一時的に多額の経費が必要であり、本市においても新清掃工場建設に係る実施設計を令和元年度に着手するとともに、最終処分場汚水処理施設の代替施設の整備時期を迎えていることから、循環型社会形成推進交付金を活用して整備を推進したいと考えております。

については、本事業の円滑な執行が確保され、安定的な財政運営が可能となるよう、十分な財政措置について特段のご配慮をお願いします。

(1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保

(2) 汚水処理施設の補修・更新を対象とする制度の充実

[要望理由]

- (1) 循環型社会形成推進交付金の財政措置は、本市の廃棄物処理施設整備に必要不可欠であり、将来にわたり、継続的な財源確保が必要となる。国においては、令和元年度当初予算に一般廃棄物処理施設の整備として615億円が計上され、平成30年度補正予算分470億円と併せて、合計1,085億円を計上しているが、当初予算額は所要額と大きく乖離している。予算額の不足は事業計画の見直しにつながることから、事業が計画的に実施できるよう、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、年度当初における、所要額の満額の確保について要望する。
- (2) 埋立てが終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となり、複数の最終処分場を管理する本市にあっては、汚水処理場の補修・更新に多額の財政支出を要することとなるが、現在の交付金要綱では対象外となっているため、交付金対象事業の拡充について要望する。



[参 考]

1 焼却施設の整備スケジュール

| 概算スケジュール  | ~H28                        | H29 | ~        | R7      | R8       | ~         | R12  | R13~ |
|-----------|-----------------------------|-----|----------|---------|----------|-----------|------|------|
| 北谷津清掃工場用地 | 老朽化により停止                    |     | 環境アセスメント | 解体・建設工事 | 運用開始     |           |      |      |
| 新港清掃工場用地  | 運用                          |     |          | 老朽化     | 生活環境影響調査 | リニューアル整備※ | 運用開始 |      |
| 北清掃工場用地   | 定期修繕のほか必要な修繕等により、令和12年度まで運用 |     |          |         |          |           |      |      |

※リニューアル整備とは、既存の建築物を活用し、内部の老朽化したプラントのみを更新する延命化の手法

2 最終処分場及び汚水処理場の概要

| 最終処分場名    | 下田最終処分場    | 中田最終処分場      | 蘇我地区廃棄物埋立処分場 | 東部最終処分場      | 新内陸最終処分場            |
|-----------|------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|
| 所在地       | 若葉区下田町1005 | 若葉区中田町2479-1 | 中央区蘇我町2-1380 | 若葉区中野町2720-1 | 若葉区更科町1457          |
| 埋立開始年月日   | 昭和46年11月1日 | 昭和53年2月1日    | 昭和57年4月1日    | 平成5年5月17日    | 平成12年9月1日<br>一部供用開始 |
| 埋立処分終了年月等 | 平成9年3月埋立終了 | 平成10年3月埋立終了  | 平成6年3月埋立終了   | 平成12年10月埋立終了 | 令和14年埋立終了予定         |
| 浸出水処理施設名  | 塵芥汚水処理場    | 更科汚水処理場      | 蘇我排水処理施設     | 東部汚水処理場      | 新内陸汚水処理場            |
| 所在地       | 若葉区谷当町630  | 若葉区更科町2257-1 | 中央区新浜町7      | 若葉区中野町2674   | 若葉区更科町1457          |
| 竣工年月日     | 昭和49年3月30日 | 昭和54年10月21日  | 昭和56年3月31日   | 平成10年2月28日   | 平成12年9月24日          |

3 汚水処理場の現状写真

汚水処理場内コンクリートに亀裂の発生や骨材の露出等の損傷が見られ、今後、継続稼働し、損傷が進行した場合、設備の性能を維持できない可能性がある。









CHIBA CITY